日 調 連 発 第 ２ ６ 号
令 和 ８ 年 ４ 月 ２ ４ 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

所有権の登記名義人が法人である場合の職権による住所等の変更登記の
運用開始日について（参考送付）

標記について、法務省民事局民事第二課から、別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

なお、別添中の客月 27 日付け法務省民二第 525 号は、本月 3 日付け日調連発第 4 号をもって送付しておりますことを申し添えます。

法務省民二第６０４号
令和８年４月１７日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長
（　公　印　省　略　）

所有権の登記名義人が法人である場合の職権による住所等の変更登記の運用開始日について（依命通知）

民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）の施行に伴う不動産登記事務の取扱い（職権による住所等変更登記関係）については、本年３月２７日付けで法務省民二第５２５号民事局長通達が発出されたところですが、同通達の第３部第３の８で別途通知するとしていた所有権の登記名義人が法人である場合の職権による住所等変更登記に関する事務の運用開始の日については本年５月１５日とし、同日から不動産の管轄登記所に会社法人異動情報が提供されることとなりましたので、その旨通知します。